

高福第860-1号
令和2年11月20日

各介護保険事業者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
岸田正寿（公印省略）

高齢者施設の新型コロナウイルス感染症にかかる検査費用について（通知）

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、高齢者施設等でのクラスターが多数発生するなど、強い危機感をもって対処していく必要があります。

下記ホームページに掲載した「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について」にあるとおり、高齢者施設等において検査を実施することとなっておりますが、保健所による行政検査ではなく、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の補助対象となりますので御活用ください。

高齢者施設等による介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かすことができないものです。つきましては、引き続き感染予防の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 事務連絡等

- ・「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について」（令和2年11月19日付け厚生労働省事務連絡）

2 掲載ホームページ（さいたま介護ねっと）

- ・さいたま介護ねっとトップ「国・県からの通知」
- ・新型コロナウイルス感染症について（介護保険事業者向け）

URL : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/coronavirus.html>

担当 施設・事業者指導担当
電話 048-830-3247